

浜松市公告第361号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成24年4月24日

浜松市長 鈴木 康 友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

浜松鑑定団

浜松市東区安新町字村前100番1 外24筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社オーイズミ 代表取締役 大泉 政治

神奈川県厚木市中町二丁目7番10号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時00分～午前2時00分

(変更後) 24時間営業

(2) 来客が利用できる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午前2時30分（一部午前9時30分～午後10時00分）

(変更後) 24時間（一部午前9時30分～午後10時00分）

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3箇所

(変更後) 4箇所

4 変更年月日

平成24年4月28日

5 届出年月日

平成24年4月19日